

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会会議録

日時：令和4年8月8日（月）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

配布資料

議事（1） イノシシ管理事業の実績及び計画について

- ・令和3年度管理事業実績報告書（県実施分）
- ・令和4年度管理事業実施計画書（県実施分）
- ・令和5年度管理事業実施計画書（県実施分）
- ・令和3年度管理事業実績報告書（市町村実施分）
- ・令和4年度管理事業実施計画書（市町村実施分）

議事（2） 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）令和3年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び令和4年度実施計画書（案）

〔参考資料〕

資料1 宮城県内の豚熱（CSF）発生状況と対応に係る資料

資料2 イノシシに関する各種データ

1 事務局：（配付資料の確認、議事以降の写真撮影・録画録音禁止の説明、部会委員の紹介を行った）

2 挨拶（小山自然保護課長より挨拶を行った）

ご多忙のところご出席いただき感謝する。

本県では、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマの四つの獣種に関しまして第二次特定鳥獣管理計画を策定しており、昨年度は各管理計画の実施計画書の審議に加え、計画期間満了に伴う第13次宮城県鳥獣保護管理計画管理事業計画、及び4獣種それぞれの管理計画策定のため、当委員会及び各部会を合わせて10回ほど開催し、無事令和4年4月から令和9年3月を計画期間とする新たな計画を策定することができた。

イノシシについては、生息数の増加には歯止めがかかりつつあるものの、県内の農業被害額の約半数がイノシシによるものであるなど、依然として人とのあつれきの解消には至っていないと考えている。

県としては第四期宮城県イノシシ管理計画に基づき、生息状況の調査、被害対策、及び個体数の管理などを行い、今後農林被害額等の軽減と適正な個体数管理が図られるよう努めていく。

本日はイノシシの管理計画に係る令和3年度管理事業の実績や、令和4年度及び5年度の管理事業の計画、そして指定管理鳥獣捕獲等の事業、令和3年度の評価や4年度の実施計画についてご審議いただく。

限られた時間となるが、よろしく願います。

3 開会（平田部会長より挨拶、開会宣言を行った）

どうぞよろしくお願いいたします。

小山課長のご挨拶にあったように、新計画は従来のイノシシの管理計画を単純に焼き直すだけではなく、地域の現状を踏まえ、国の指針等を参考にしながら非常に良い計画を立てられたと私個人は考えている。

また従来、鳥獣対策の一環としてイノシシの農業被害対策や豚熱の家畜防疫など、今県を挙げて対策に取り組んでいる状況かと思う。

先ほど申しましたが、今年度からこの計画が実施されるので、真に実効性を持ち県民のためになる計画とな

るよう、委員の方からもご議論いただきたいと思う。

それでは宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会を開催する。

事務局：(定足数の報告が行われ、委員10名中8名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。)

4 協議事項

(1) イノシシ管理事業の実績及び計画について

部会長：議事に先立ち、令和3年度に県内で発生した豚熱(以前豚コレラと呼ばれていたもの)の検査(CFS)、それについて宮城県の家畜防疫対策室の齋藤室長から情報提供をいただきたいと思うので、よろしく願います。

事務局：(資料に従い説明を行った)

部会長：昨年度、農研機構の方で経口ワクチン散布の実証試験を行うことになったが、宮城県の皆さんにご協力いただき良い成果となり、国の指針の方にも反映させていただいた。重ねて御礼申し上げます。

情報提供ということで質問があるかもしれないので受けさせていただきます。

私の方からもう一つだけ補足を、4ページ目のところで陽性率が宮城県は20.3%と全国で非常に高い数値になっている。死亡個体のサーベランスの結果は非常に陽性率が高く出たが、死亡個体の発見は大変にもかかわらず猟友会等県民の皆さんの協力を仰ぎながらサーベランスをしっかりとされているという証左となるので、数値が高いことはあまり気にせず継続して対策を進めていただければと思う。

それでは、本来の議事に移りたいと思う。

はじめに、議事1イノシシ管理事業の実績及び計画について審議をするので、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局：(議事1について説明を行った)

部会長：ただいま事務局からご説明あった議事1について皆さんからご質問・ご意見があればいただきたい。

山本委員：R4年度のイノシシの捕獲計画で市町村ごとの目標がおおよそR3年の実績値と近い数値ではあるが目標数を下げたというお話があった。資料2の16ページにメッシュごとの生息密度の推定データがあるが、もしこういうふうに地域ごとの生息密度が分かっていたら、多分このメッシュは捕獲メッシュと同じですよ。

例えばR元年度にこの密度でした。そのメッシュで何頭獲って翌年の密度がどうだったかという、密度の推移を見ていかないとこの今のR3年度の捕獲数が十分なのか不十分なのかというのがちょっとわからない。

例えばある年の密度に80頭獲って翌年が減っていたら、80頭目標でもずっと減ってくる。だから、80頭獲っても翌年の密度が増えていたってなるとそのメッシュはもうちょっと獲らないといけないうことになるのではないかという気がするので、この前年度踏襲の数値が科学的に正しいかわからないので、もしこの各メッシュの密度のデータをお持ちなら、地域毎に豚熱が減っているところと、分布拡大前線のところで豚熱が確認されていないか、増えているところと、地域ごとに密度が大きく変わっているのではないかと思ったので、前年度踏襲っていうのがよいのか、今年の計画に間に合わなければそういった

ベースの、本当に密度が増減しているのかということと、捕獲頭数っていう数値を見て検討いただきたい。

特に今後、豚熱が分布拡大してくると、本当に地域によってドラスティックに前年度踏襲の数値が良いのかどうかは非常に難しい判定を迫られるのではないかと思うので、そういったデータも今後見せていただけたら良いかと思った。以上。

平田部会長：山本委員のご意見には私も半分ほど納得しておりますが、一方で、生息域の資源量というのは均一ではないということと、捕獲従事者の技量や人数も均一ではないので、比較することは重要だがおそらく不安定な要素がたくさんあるので、そういうことも勘案して分析が必要となるが、そうなるとおそらく県とか地域の負担が大きくなると思うので、例えば代表的なところを選んでもらうとか、全県的じゃなくてもそういうふうに市町村とか農家の皆さんのご意見を聞きながら、少し丁寧に情報を整理していただければと思う。

事務局：まず、山本委員のご質問にありましたメッシュごとの生息密度は、ここにデータで色分けされている通り数字が既にあり、議事録を読む中で昨年度も同じようなお話をいただいたと記憶しているが、昨年度も同じことをしているので基本的にはそこを吸い上げることができると思っており、提示方法検討しなければならぬが、できれば出せる方向で考えたいと思っている。

それに対して、その捕獲目標をどのように設定するかというところは部会長からも話があったとおり、やはり一番は従事者の活動がボトルネックだろうというのがあり、例えば、そういうものを全部加味して何かモデル式を作って適切な数字を導き出すということが学術的にはできそうだと思うが、当課の方からそういう生息密度の比較と実際の捕獲数というのを市町村に提供したときに、その数字を元に、今度は農山漁村なりわい課から市町村の計画策定の支援をする時にそういったアドバイスをいただくなど少しでも結びつけ、更には部会長がおっしゃったようにモデル地区的な設定をしてやってみることができるかなと思う。もし何か農山漁村なりわい課から補足等あれば、意見を願います。

事務局：農山漁村なりわい課です。今、捕獲従事者の方々の捕獲の仕方というのが、ざっくりとした位置しか出していないというのが現実的にある。

ちょうど今、過渡期であり、位置データをきちんと報告するよう指導している市町村もあれば、まだそこまで追いついてない市町村もあり、情報の一元化ができるように進めているところで、あと2~3年ぐらいで県内の全市町村でそういった取り組みができるようになるのではないかと考えている。正確な確度の高いデータを皆さんにそろえていただくよう支援していきたい。

山本委員：自然保護課と部会長がおっしゃるように、人の方のボトルネックでその目標数獲れないというのは当然あると思う。

逆に言えば、明らかにボトルネックになっている地域があれば、その地域の狩猟者の方に捕獲研修や(狩猟免許の)取得支援等の技術支援をたくさんするという対策もできるかと思う。

あと、その地点のデータが正確になることがすごく大事だと思うが、仮にメッシュじゃなくても、今は市町村ごとに出されているので、ざっくりこの市町村、この5メッシュくらい合計しても密度が上がってくる地域は何となくわかると思うので、それに対して市町村ごとにどういう支援をされるのかというものを少し検討していただけたら良いかと思う。

これはうちの新潟県も全く同じ状況だが、CPU Eのデータとか、最初、記録し始めた頃になかなか提示していただけなかったり、記載日辺りの捕獲頭数とか、何日銃猟に出て捕獲した頭数であるとかのデータを集め、それらをとりまとめて提示するまで時間がかかってしまったりしている。新潟県でも検討しているのが、狩猟期前に、自治体職員が出向いて、狩猟者に今年の変更点とかCF Sの発生状況とかご説明するチャンスがあるかと思うが、CPU Eの付け方講習を行う、或いはそういう記録方法を少し加味して

説明してみる等されるとより良いデータが上がってくるのではないかと思います。ご検討ください。

部会長：イノシシの動きや個体数を調整することは非常に大きな意味があるが、一方で、市街地出没であったり農業被害であったりという他にもパラメーターがたくさんある。

イノシシの数を半分にしたら被害が減るかというところも単純なものではないので、ここにいる我々が、着目すべきは、1年ごとの増減も重要だが、第二種特定鳥獣管理計画は5か年という計画なので、その中でしっかりと数字を調べていただきたいということと、1年という枠組みの中であれば指定管理の方で詳しく調べるといふように、県の方も予算と人員も限られていると思うので、現実的にできることをしっかりやっていただきたい。

他に皆様の方からご意見・ご質問等あるか。おそらく話すとキリがないと思うが、まだ議事が残っているので、また後ほど、質問・意見を併せて出していただきたい。

続きまして、議事の2の指定管理鳥獣捕獲等事業。令和3年度評価報告書、基本評価シート(案)及び令和4年度実施計画書(案)について審議するので、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局：(議事2について説明をする)

部会長：皆さんの方からご質問・ご意見あればよろしくをお願いします。

すみません、非常に細かいことで申し訳ないが、私の方から。

資料の27ページ、対象鳥獣の種類のところイノシシと書く必要があるかと。記載をお願いします。

事務局：わかりました。

部会長：あと、議事1にも関係するが、恐らく今、転換期という言葉が事務局や関係されている方々から出てきたと思うが、自分でも、狩猟より有害での捕獲頭数が増えてきたり、豚熱の発生が県全域に広がってきたり、非常に大きな動きの中で目標頭数を設定し、さらに捕獲した個体については防疫措置をしながら対応ということで、狩猟従事者の方の負担が非常に増えているのではないかと思います。

これに対して、指定管理鳥獣捕獲等事業として従事していただく上で、この指定管理鳥獣捕獲等事業と地元の方々の人材育成をリンクされているのかどうか、どのように捕獲従事者を増やしているかということも技術向上も含めて、事務局からご説明いただきたい。

事務局：まず、県の事業で従事者の育成ということだが、県の事業については認定鳥獣捕獲の事業者であり、かつ従事者でないといけないという制限があり、県内では認定事業者が3事業者いるが、実際全県で4千頭のイノシシを獲るといふ組織的なことになると、宮城県猟友会しか担い手がいないというのがある。

その中でどのように従事者を育成するかということだが、根本的なところで言えば狩猟免許試験を複数回開催しており、宮城県は狩猟免許試験を全国的にも多く試験回数を実施しているほか、認定事業者の講習会を毎年実施している。

初めて県猟友会に入って、いきなり県の捕獲等事業に従事できるというわけではなく、講習会を受講してそこで合格しないと事業には携われないので、県で講習会を実施して従事者の育成をしているというのが体系的なところである。

また、市町村が行う有害鳥獣捕獲は通年実施しているので、県の事業と被らないよう、市町村と実施時期を調整して実施している。というのも、県の事業は11月から2月の末で、農業の閑散期＝農閑期と言われる期間で実施している。その時期は、市町村の有害鳥獣捕獲事業と県の当該事業を厳密には分けなければならないというところがあり、同時並行的には実施できないので、市町村の協力を得て時期で分けて各事業の従事者を確保している。つまり、従事者を増やすことと事業の実施方法を工夫するというところで、

何とか担い手を確保している。

大宮委員もご承知の通り、県猟友会も高齢化が進んでいる中で、ニホンジカもそうなのだが、捕獲技術や実施効果の分析などが求められてくる中で苦慮されているというのも聞いているので、研修会等を農政部サイドや環境生活部サイドでも行っているが、今後さらに拡充していかなくてはならないと考えている。

部会長：今回、ベイズ方式が使われてるということで、どうしてもハーベストベースモデルということで捕獲している地域、人が多いところほど生息密度が高い結果ということで、山本委員のご質問にもあったとおり、現状を把握しようとするれば対策をしているところほど深刻そうな状況に映ってしまうということで、非常にジレンマがあると思うので、そのあたりの整理をしていただきたいと思う。

捕獲頭数目標を立ててやると言いながらも1年以上捕獲をするということで、非常に捕獲従事者には負担が大きい。それに対して人材育成をされているということだが、捕獲に関して非常に負担が大きいのではないかということに加え、人材の育成、銃の所持者の減少など、地域によって捕獲情報が少しバラけているかもしれないので、もし他の方からご質問等なれば、そのあたりの現状を大宮委員にご意見いただきたいと思う。

大宮委員：従事者の育成ということで今年も3回開催している。

今は約1040人でやめる人は少なく、人は増えている。

もうあと5年経ったら私も狩猟は駄目なのかなと思っているが、その後は今の中堅の方がだんだん来るからあまり心配していない。今、若い人が結構増えており、私のところも毎年5~6人は増えている。辞める人はまだおらず、あと二年で2人くらい減るかも。

問題は、先ほど話にあった豚熱で、結構出ている。私の地区だけで言えば5分の1くらい捕獲数が減少している。私の地区は捕獲隊の従事者が県内で一番多い。

部会長始め皆さんが先ほど言われたデータの形であるが、狩猟日報は全部出している。わなをどのくらいかけているかは私が管理しているが、まだそれを要求されていなかったので町の方には出してなかった。

そんな形の中、年間で大体5000人くらい捕獲に従事している。わなは平均すると大体400丁くらい。これは個人でかけている。町の有害鳥獣捕獲ではそれほど使用していないが、くくりわなが多い。捕獲数は管轄地域ではくくりわなが多く、箱わなでは捕獲できないという懸念がある。捕獲頭数は、数字上は今年は5分の1、その中で箱わなは2割くらいにまで減っている。銃のみでの捕獲はまだない。

この頃、幼獣であるウリ坊が出ている。ある他の町ではウリ坊が捕獲されるようになったという話を聞いている。ですから今年生まれたイノシシが捕獲されているという事実ですね。

山奥に居るちょっとずいぶん賢いイノシシはなかなか出てこない。そしてメスが多く、オスは少ない。

今、捕獲数が少ない中でもそういう形で活動してもらって、イノシシがいなくなればいいというのが農家の方々の切実な願いだろう。、ちょっと話が変わるが今はツキノワグマが多い。クマとニホンザル。

今朝も電話をもらったが、その中で、今はイノシシよりもサルとクマの話が多い。

部会長：県内でしっかり頑張って従事者を確保されているということ聞き安心した。

一方、他県では、県外の方にも狩猟を手伝っていただくような形で行っている地域があると思うが、豚熱の発生で県外狩猟者の取り扱いには非常に苦労されているのではないかと思う。

以前から聞きたかったが、県外の狩猟者に対する方針は県内でどういうふうにされているのか。

事務局：県外の狩猟者に関しては、基本的に未だ方針というかそういったものを明確にしておらず、当然県外の方から狩猟の登録や申請があれば、基本的には手続き通りやっている。

これは方針というより原則の話だが、結局のところ、防疫措置をきちんとしていただき県内で適切に法

令に則って狩猟していただくのであれば、こちらとして拒むものは特になく、むしろ従事者が増えることは望ましい。なので、基本的にはそういった形で対応していくべきかと考えている。

部会長：ジビエの利用だが、いろいろと課題があると思う。

そのようにきちんと防疫措置を周知していただき捕獲の手をゆるめないことと、捕獲することによって錯誤捕獲とか豚熱の機械的伝播のリスクみたいなのが広がらないようにしっかりとさせていただきたいと思う。県域で今回、生息エリアが広がっているが、捕獲対象地域を全域とする考えはあるか。

事務局：全域にするかということに対しては基本的には市町村さんに要望を聞いてやる・やらないの判断をいただいているので判断しづらいところ。説明の中で県南の方でやっていない市町村があるという話をしたが、市町村がやらないと言えばそれでいいのかというのはちょっと違うのかなというのも一つあり、基本的には有害を常でやっているの指定管理の方はちょっとっていうようなところも実際意見としてあり、基本的に通年で捕獲圧をかけていただければこちらとしてはごり押しすることはないのだが、何か事情があってできないとかそういう場合は個別にヒヤリングをしているが、そういうことであれば相談した上でやっていただけるようにというのが基本的な方針かと思う。

部会長：地域で狩猟免許を取っていただき、自衛的に捕獲をしていただくということを様々な制度とか支援をされてる中で、指定管理鳥獣捕獲等事業に、今度は県が責任を持って捕獲をするというのも少し合わないところもあるかもしれないので、事務局から説明いただいたように場所とか時期とか捕獲手法を、データのとり方というものを変えながら両軸で進めていただければと思う。

今回、事業実施区域に、県民の森が加わったことで特に仙台市、市街地もあって（イノシシとの）交通事故防止とか市民から様々な要望が出ている。

そのあたりも、市の方から二名委員になっていただいているので、そのあたり情報提供をお願いします。

眞野委員：仙台市ですが、昨年県南の地域でかなりイノシシの捕獲頭数が減っているということで、仙台でもそろそろ減るのかなと思っていたが、意外と今のところ、今年度はまだそれほど数は減ってない状況である。

今後どうなるかは注目していかなくてはならないが、さきほどから話題になっている生息域はやはり少し広がっているような感じがあり、特に県民の森周辺の住宅地において目撃例が多いということで、対策の努力をしていかなくてはならないと考えている。

指定管理捕獲等事業については、基本的に仙台市では通年で有害鳥獣捕獲をやっているの、そちらでやるというのが基本措置であるが、有害鳥獣捕獲だけでは手が届かないところを、県の指定管理鳥獣捕獲等事業を実施してもらっている。

今回、県民の森でも対処するというので非常に良い取り組みだと思っており、県猟友会の協力のもとでやっていただき、今後どうなるか注目していきたい。住宅地が周辺に点在するので、通年やっている有害鳥獣捕獲も、なかなかやりたくてもできない。また、農村地域で行っている防護柵の設置とか、そういうこともなかなか難しいところもあるので、引き続き、県民の森でのイノシシ捕獲を何年かやれば、周辺住民も安心していただけるのではないかと考えている。

部会長：他委員の方、何かご意見・ご要望（ありますか）。

大場委員：県南の方のメッシュを見ると生息域というか捕獲頭数も方も多く、凄いなと思った。

私も10月に異動してきたのだが、ここ最近県北の方でもデータを見ると向こう3年とか、近年一気にイノシシも増加してきているような形で、加美町での捕獲数が令和2年度から異常に増え200頭を超えるよう

な捕獲数になっており、先ほどおっしゃったように捕獲従事者の方々が年々大変なのかなと。うちの町の狩猟者、猟友会の方々の平均年齢は73歳で、非常に高齢ということもあり、大変なのだろうなと思っていました。

町として県の交付金などを使いながら、リモートワナによる捕獲とかそういったものを普及させていきながら、少しでも負担を減らせるような形でいきたいと考えている。あとは町の方で狩猟報酬を少し上げたりとか、少しでも何かしら還元できるような形でやっていければと思っている。

あと、ジビエとかという話もあるが、なかなかそういったところに足を踏み入れて行くことが、今の情勢的に難しいと感じているので、まずは捕獲の部分と環境整備である。

ちょっと新しい（取り組み）として町の方でやったのが果樹、柿とかりんご。得に柿、渋柿。サルとかイノシシとか、そういう鳥獣が採りに来るといことで、柿の木が田舎の方にすごく多く、それを結局誰も採らず、加工することもなくそのまま放置される。熟れるだけ熟れて、鳥獣が採りに来たり、あとは下に落ちたものを食べに来る等のパターンが多くあるが、それを町の方で収穫して、土産センターの方で加工し販売したり、あるいは、柿を使ったメニューを作って地域保証したりというようなことを試験的に行った。

そのように町も含めて狩猟者の方々と協力しながら、何かしらの鳥獣被害を減らしていければと思っているので、今後ともよろしく願います。

部会長：錯誤捕獲の回避は、ICTの機材の導入という方法が今のところ一つの有効な方法ではないかと思う。地域でそれぞれ実情に合わせながら県と地域の住民の方、猟友会の皆さんとで対策を進めていただけたことのご説明をいただいたことと、それに付随する県全体の取り組みについて私も理解を深めさせていただいた。

山本委員の方からはもういいですか。

山本委員：1点だけいいですか。

錯誤捕獲の件について、これはどこでも出ることだと思うが、タヌキの錯誤捕獲がすごく多い。

今年は大学の方で、くくりわなはいろいろなタイプのものであり、さらには変えて欲しいとなって、こちらの方もネットワークのやつとトリガー式でバネが伸びるやつと木の蓋が落ちるやつなど、猟友会さんにアンケートをとりまして、うちの学生が代表的なタイプのわなについて機能試験をやってみた。

一つ差が出てくるものとして、作動重量試験というのをやりました。実際に重みをかけていき、どこでわながカシャンと弾くかというのをiPhoneで撮りながら何通りもやってみたところ、トリガーによっては4キロ以下で弾いてしまうすごく軽いもので弾くわながある一方、10キロ以上かけないと弾かないわながあって、例えばタヌキだと10キロ以上の個体は多分いないので、トリガーの種類を変えることで結構回避できるのではとそのデータを見て思った。

また、ツキノワグマについても、実は新潟県もツキノワグマが生息していて錯誤捕獲が多いのだけど、環境省の規制が12センチってということで、12センチのいろんなタイプのわなを、実際に捕れたツキノワグマの掌を解凍したものを使用して押してみるという試験を行ってみたら、12センチの罠でもほぼくっってしまった。どうしても手が柔らかいので一応12センチ以上のクマ（の掌）を使ったが、やはりクニャンとなって、わなで指が干切れてしまうという結果が得られた。

ただ、トリガーの形状によっては、絶対弾かないわなもあったので、先ほど錯誤防止用のわなを使っているけれど、なかなか防止が難しいという話があったが、結構良い対策がありそうだと見えてきたので、また情報交換させていただきたい。

平田部会長：そろそろ時間も近づいてきたので、この辺で皆さんからの質疑を終了し、審議事項を原案の通り了承するかどうかということで、皆さん意義があるならお伺いしたい。異議ないか。

(一同異議なし)

ご異議がないようなので原案を了承する。

1点だけ、表記をイタリックに変えていただければと思うので、よろしく願います。
以上で本日の議事は全て終了とする。円滑な会議の進行にご協力いただき感謝する。
事務局の方に進行をお返しする。

事務局：平田部会長、ありがとうございました。

それでは3 その他に入るが委員の皆様から何かありますか。

事務局からは何かありますか。

(委員、事務局、共に意見なし)

それでは以上をもちまして本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会イノシシ部会の一切を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございました。